

聖籠町告示第39号

聖籠町行財政改革有識者会議設置要綱を次のように定める。

平成30年4月24日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町行財政改革有識者会議設置要綱

(趣旨)

第1条 聖籠町の行財政改革の取組に関し、有識者等の意見を聴取するため、
聖籠町行財政改革有識者会議（以下「会議」という。）を設置する。

(組織)

第2条 会議は、委員10人以内で組織する。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 行財政改革に識見を有する学識経験者

(2) 関係機関の職員

(3) その他町長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱した日の属する年度の年度末とする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び代理者)

第4条 会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長

が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成30年4月24日から施行する。